

低入札価格調査制度適用工事に関する事項

本工事は、低入札価格調査制度を適用する工事であり、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、以下のとおり取り扱うものとする。

- 1 低入札価格調査を必要とする基準として調査基準価格を設定している。（要領第2条）
- 2 調査基準価格を下回る入札（以下「低価格入札」という。）の場合に、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断される基準として失格基準価格を設定している。（※設定している場合）（要領第3条）
- 3 開札の結果、失格基準価格により失格となる者（以下「失格者」という。）を除く低価格入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）がいる場合は、落札決定を保留する。（要領第5条）
- 4 失格者を除く低価格入札者（以下「調査対象者」という。）は、最高評価値者（総合評価落札方式にあって評価値が最も高い者をいう。）又は最低価格入札者（総合評価落札方式以外にあって最低の価格で入札した者をいう。）であっても落札者又は落札候補者とならない場合がある。（要領第7条）
- 5 調査対象者は、低入札価格調査に協力すること。（要領第7条）
- 6 調査対象者と対象工事を契約する場合、以下の措置を講じること。（要領第13条）

ただし、設計施工一括発注方式等による入札においては適用ができないものとし、政府調達に関する協定の適用を受ける工事においては第1号の適用ができないものとする。

 - (1) 対象工事に配置される主任技術者又は監理技術者とは別に、技術者を1名現場（工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。）に専任で追加配置（以下「追加配置技術者」という。）することを要し、対象工事に配置される技術者と現場代理人との兼務を認めない。

ただし、特定建設工事共同企業体の場合においては、代表構成員に必要な入札参加要件を満たす追加配置技術者を代表構成員が配置するものとする。
 - (2) 工事現場における施工体制点検の点検要領（平成13年4月13日技術企画課定め）による重点調査の対象とする。
 - (3) 土木工事施工管理の統一事項（平成22年7月県土整備部定め）による重点監督の対象とする。
 - (4) 低入札価格調査書類に基づく工事履行の義務を有するものとし、対象工事契約後に正当な理由に基づく低入札価格調査書類に記載された事項を変更する必要性が生じた場合、速やかに発注機関に報告しなければならない。
- 7 調査対象者が対象工事を契約する場合、工事完成後の確認調査を実施すること。（要領第14条）